

つくばみらい市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

つくばみらい市教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状
- 2 目標
- 3 計画の期間
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学省の指針に基づき作成するものである。

つくばみらい市教育振興基本計画で掲げる基本理念「Realize your dream ～世界へ羽ばたけ～」の実現には、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画が目指す「働き方改革」は、単に労働時間を削減することにとどまらず、教育職員が「限られた時間の中で最大限の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

働き方改革を通じて、教育職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

つくばみらい市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、つくばみらい市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本市の現状

○本市では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間について、働き方改革推進事業を立ち上げ、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均時間外在校等時間（1箇月あたり）	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	29：57	20%	0.3%
中学校	41：39	41%	0.9%
全体	32：20	27%	0.5%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が全体で27%となっている。教育職員が未補充分の業務を分担するなど、負担感が大きくなっており、さらなるDX化や業務内容の見直しを図ることによって、教育職員の業務・教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

- ・1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする。(R6 388時間)
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする。
 - ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を6%まで減少させる。(R6 8.8% R7 9.2%)
 - ・ストレスチェックにおける健康リスクの値(全国平均100)を68以下とする。(R6 71.5 R7 70.5)
 - ・教育委員会の実施する教育職員アンケート「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」肯定的な回答の割合85%以上

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○教育委員会では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備することや、保護者に対する協力依頼の周知を行うこと等により、教育委員

会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制づくりを推進する。

ロ 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

◇ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

・ICT 支援員を配置し、日常的な保守・管理の業務を進める。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理

・職員による学校プールの管理については、授業等に付随して行う日常点検とし、プール清掃については民間業者に外部委託する。

◇部活動

・令和 13 年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現できるよう、取組を進める。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週あたり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小 4 以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直す。

・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直

し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守すると共に、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退勤日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に15日程度の学校閉庁日の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りが課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強

化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。